# 調達公告

役務提供に係る公募型随意契約(見積合わせ)を行うので、次のとおり公告する。 参加を希望する者は、次に定める事項を承知のうえ、応募すること。

令和6年5月24日

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 中 山 貴 雄

# 1【調達内容】

特別養護老人ホーム「いこいの杜」LED照明リース等契約

# 2【見積参加資格】

- (1) ① 鳥取県内に本社、支社又は営業所等(以下、「支社等」という。)を置く者 (本社所在地が県外である者については、見積に関する権限を委任された者が 県内の支社等に常駐している場合に限る。)
  - ② ①に該当しない者で仕様書に示す業務を受託可能と認められる者
- (2) ① 鳥取県競争入札参加資格名簿に登録のある者
  - ② 官公庁等から①に準ずる資格を発行されている者
- (3) ① この契約の公開日から見積提出期限(再度提出を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
  - ② 官公庁等から①に類する措置を受けていない者であること。
- (1)、(2) については①、②のいずれかを満たす者を、見積参加資格者とする。 ただし、(2) ②の資格により見積書を提出する場合は、その資格を発行する機関が発行する証明書の写し等を見積書に添付すること。

# 3【事前提出物】

### (1)参加申込

次の書類を令和6年6月5日(水)正午までに9の場所に、郵送・持参又はファクシミリにより各1部提出すること。なお、提出者には、6月6日(木)までに受付票を送付するので、届かない場合は連絡すること。

- ①随意契約(見積合わせ)参加申込書
- ②2(2)②を証するもの
- (2) 同等品申請

同等品での見積もりを希望する場合は、同等品の一覧表を作成のうえ、仕様のわかるカタログ等で説明のうえ令和6年6月6日(木)までに、承認を得ること。なお、一覧表は電子データも用意すること。

# 4 【見積期限等】

- (1)提出期限及び場所
  - ①期限 令和6年6月10日(月)正午まで
  - ②場所 鳥取市伏野 2 2 5 9 番地 4 3 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局
- (2)提出書類
  - ①見積書(任意様式)
  - ②LED照明器具の一覧表(品名・品番及び数量)
- (3) 郵便等による見積書提出の可否

郵便又は信書便による見積書の提出は可。ただし、(1)の見積書提出期限までに到着しなかった場合は無効とする。

(4) 見積、契約、その他手続き等に関する問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局 総務課(担当:中原)

電 話 0857-59-6033

FAX 0857-59-6055

E-mail honbu\_soumu4@tottori-kousei.jp

### 5【見積条件】

- (1) 見積書には、消費税及び地方消費税を含む金額(税込金額)を記載すること。
- (2) 見積書の宛先は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 中山貴雄」とすること。
- (3) 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 見積書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入したときはこれに押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることはできない。

#### 6【無効条件】

- (1) 見積参加資格のない者の見積
- (2) 記名押印のない見積
- (3) 同等品と認めない銘柄・規格での見積
- (4) 見積に際し不正の行為があった者の見積
- (5) その他見積条件に違反した見積

#### 7【その他の注意事項】

- (1) 見積合わせ終了後、落札者が免税業者の場合は、免税業者である旨を記載した届出書を提出すること。
- (2) 見積書の提出後、仕様書等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 8【落札者の決定方法】

この業務を委託することができると判断した見積者であって、予定価格の範囲内で最低 価格をもって有効な見積もりを行った者を、落札者とする。

## 9 【契約保証金の納付】

請負代金が100万円以上の業務については、契約の締結と同時に請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。(ただし、

過去5年間に地方公共団体等又は当法人において、同程度の契約実績が複数回あり、債務 不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。)

- 一 契約の保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 金融機関(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 履行保証保険契約の締結

# 10【契約書作成の要否】

要